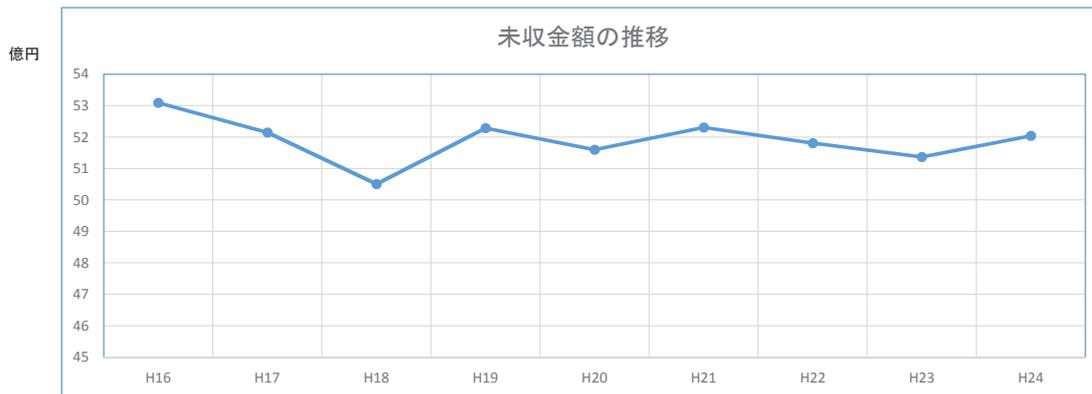


徳島県における未収金削減に向けた取組みについて

1 未収金の状況（平成16年度～平成24年度）	1
2 それまでの未収金の状況を踏まえた未収金対策	2
3 平成26年度及び平成27年度における取組み（全般）	3
4 平成26年度及び平成27年度における取組み（各債権）	4
5 今後の未収金対策	5

徳島県出納局会計課

1 未収金の状況（平成16年度～平成24年度）



(注) 1 上記の未収金額には、県税及び公営企業における未収金額を含む。(以下同じ)
 2 上記の未収金額は、各年度の年度末時点の額（決算額）である。

◇ 平成24年度までの取組み

- ① 債権管理Q&Aの作成（平成17年度作成・平成23年度VOL2を追加作成）
- ② 全庁的な指針として「徳島県債権管理基本方針」の策定（平成20年度）
- ③ 外部有識者による「未収金対策委員会」の設置（平成21年度）
- ④ 債権管理所管課担当者による未収金対策連絡会議の開催
- ⑤ 県税務職員を市町村の支援として派遣 ※) 市町村が賦課徴収する個人県民税
- ⑥ 法的措置（支払督促を含む。）を実施 ※) 一部の債権
- ⑦ 債権回収会社（サービサー）を活用 ※) 一部の債権

2 それまでの未収金の状況を踏まえた未収金対策

(1) 未収金対策委員会の設置（平成25年10月）

① 設置目的

全庁的な未収金対策の強化及び一元化のための体制整備

未収金回収の強化等未収金削減に向けた対策を検討、推進

② 組織・体制

委員会 【委員長】副知事 【副委員長】経営戦略部長、会計管理者 【委員】各部局副部長等

幹事会 【会長】出納局副局長 【幹事】各部局主管課長等、重点未収金関係課長

担当者会 【会員】未収金を有する債権所管課等担当者

③ 取組み

- ・未収金の現状及び原因分析
- ・全体目標及び部局毎の取組方針の設定

(2) 取組方針の決定（平成25年10月）

① 基本方針

平成25年度中に未収金削減計画を策定するなど、部局間の連携を図る。 → 未収金総額の削減に向け、効果的な取組みを行う。

② 対策

ア 重点未収金の設定（平成25年10月）

未収金残高1億円以上又は増加率の著しい9債権を「重点未収金」として設定 → 重点的に取り組む。

イ 未収金削減計画の策定（平成26年3月策定）

H24年度末の未収金額52億円 → H28年度末までに50億円未満に抑える。

- 2 -

3 平成26年度及び平成27年度における取組み（全般）

(1) 平成26年度

① 未収金削減計画の改定

未収金対策委員会を2回（8月、3月）開催

目標

平成28年度末の未収金を48.1億円以下に抑える

② スキルアップ研修会の開催

スキルアップ研修会を2回（11月、3月）開催 → 債権管理担当職員のスキルアップ

- ・第1回：弁護士を講師にお招きし、事例研究会を開催
- ・第2回：税務課、住宅課及び会計課の担当者を講師として、効果的な取組みの事例紹介や意見交換等を実施

③ 債権管理の手引きの作成及び債権管理Q&Aの改訂

(2) 平成27年度

① 未収金削減計画の改定

これまでに未収金対策委員会を1回（8月）開催し、次の方針を決定

ア 目標

- ・平成27年度決算における未収金額を47.3億円以下に抑制（対前年度：△0.9億円）
- ・平成27年度決算における債権数を40以下に抑制（対前年度：△5）

イ 取組み

- ・未収金対策委員会を有効に活用し、情報共有に努め、重点未収金を中心として、全庁をあげて未収金削減に取り組む
- ・研修会の開催などにより、債権管理に精通した職員を育成
- ・法的措置の実行やサービサーの活用などを含め、債務者の実態に応じた取組みを一層強化
- ・決算期における納期限経過後の歳入の納入確認を周知徹底

② スキルアップ研修会の開催

これまでに、スキルアップ研修会を1回（10月）開催 → 債権管理担当職員のスキルアップ

- ・弁護士を講師にお招きし、事例研究会を開催

- 3 -

